

連載再開!

「ごみ&リサイクルコーナー」では  
ごみの減量に向けた情報を  
四半期ごとに提供します。

# ごみ& リサイクル

問 廃棄物対策課 ☎内線1571~1573  
牛久クリーンセンター ☎830-9333

## ちょっと耳より情報！ 補助金制度のご紹介

ごみの減量化・資源化には、ご家庭でのごみの分別がとて大切ですが、牛久市では、左記の補助金制度を整えています。平成29年度も引き続き受け付けを行っていますので、ぜひご検討ください。

### 子供会リサイクル事業

- ◆対象団体  
子供会、シニアクラブなどの団体です。
- ◆交付条件  
資源物回収活動を年2回以上実施する団体です。
- ◆補助金交付  
定額1万円(年度内1回)と売却額の2分の1の補助金を交付します。

【平成28年度実績】

参加団体	回収量	補助金額
31団体	323トン	83万1千円

### 行政区リサイクル事業

- ◆対象団体  
行政区単位で行います。
- ◆回収方法  
指定日に区民会館などに資源物を持ち寄り、市の委託業者が回収します。
- ◆補助金交付  
資源物1kg当たり5円の補助金を交付します。

【平成28年度実績】

参加団体	回収量	補助金額
42団体	313トン	156万4千円

### ごみ処理容器・機器の購入(修繕)

- ◆対象機器  
・容器式(1世帯2基まで)です。  
・電気式・機械式(1世帯1基まで)です。
- ◆補助金交付  
生ごみ処理容器等の購入や修繕に対しその費用の一部を補助します。

【平成28年度実績】

申請容器数	補助金額
43基	20万7千円

## 「市県民税の前納報奨金制度廃止」のお知らせ

問 【前納報奨金制度廃止について】収納課 ☎内線1061、1062 【口座振替について】会計課 ☎内線3602、3604

平成29年度から、市県民税の前納報奨金制度を廃止します。これまで、早期納付にご協力いただいた皆さまにお礼申し上げます。また、この制度廃止へのご理解と引き続きの納期限内納付にご協力いただきますようお願いいたします。

### 前納報奨金制度とは

前納報奨金制度とは、第1期の納期限までに全期分を一括で納めていただいた方に、報奨金を交付する制度です。

### なぜ廃止にするのか

市県民税の前納報奨金制度の利用は、納付書や口座振替などで自主納付いただいた方に限られ、給与や年金から特別徴収(天引き)されている方は利用できないため、納税者間の公平性を考慮して廃止することになりました。

### 市県民税の口座振替について

◆市県民税の口座振替納付を全期前納で申し込みされている方

①今後も全期前納での納付を希望される場合

手続きは必要ありません。  
(報奨金は交付されません)  
②全期前納から期別ごとの納付への変更を希望される場合

← 手続きが必要です。会計課までお問い合わせ願います。  
◆市県民税の口座振替納付をこれから申し込みされる方  
前納報奨金制度廃止後も全期前納または期別ごとの納付のどちらかを選択いただけます(全期前納を申し込まれなくても報奨金は交付されませんので予めご了承ください)。

← **固定資産税の前納報奨金制度について**  
固定資産税については、引き続き前納報奨金を交付します。